東京商品取引所から大阪取引所への商品移管等に伴う関連諸制度の整備について

2019年7月30日 株式会社大阪取引所 株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

本年 10 月に予定されている株式会社日本取引所グループと株式会社東京商品取引所(以下「TOCOM」といいます。)の経営統合を受け、金融からコモディティまで幅広い商品のワンストップでの取引を可能とするいわゆる総合取引所を実現するため、2020 年 7 月を目途に TOCOMに上場する一部商品を同グループの子会社である株式会社大阪取引所(以下「OSE」といいます。)に移管いたします。

当該商品移管を通じて、投資者や取引参加者をはじめとした市場利用者にとって信頼性・利便性をより向上し、我が国デリバティブ市場の 流動性向上及び競争力強化を図る観点から、以下のとおり、取引制度及び取引参加者制度等について所要の整備を行うこととします。

Ⅱ. 概要

項目	概要	備考
1. 取引制度		
(1) 取引対象	・ TOCOM のデリバティブ市場で取引されている以下に掲げる上場商品につい	
	ては、OSE のデリバティブ市場に移管します。	
	a. 貴金属市場	・ 現在、取引休止中であるアルミ
	(a)金標準取引	ニウム取引については、TOCOM
	(b) 金ミニ取引	において引き続き取引を休止
	(c) 金限日取引	することとし、また、金現物取
	(d) 金先物オプション取引	引については、OSE のデリバテ
	(e)銀取引	ィブ市場では取り扱わないこ
	(f) 白金標準取引	ととします。
	(g) 白金ミニ取引	
	(h) 白金限日取引	
	(i)パラジウム取引	
	b. ゴム市場	

項目	概要	備考
	(a) ゴム取引 (RSS 3 号)	
	(b) ゴム取引 (TSR20番)	
	c. 農産物市場	・ 現在、取引休止中である粗糖取
	(a) 一般大豆取引	引についてはTOCOMにおいて上
	(b) 小豆取引	場廃止とし、OSE のデリバティ
	(c) とうもろこし取引	ブ市場では取り扱わないこと
		とします。
(2) 取引時間	・ ゴム市場を除き、TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採	
(=) 10131131113	用します。	
	a. 貴金属市場	
	(a) 日中立会	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ノンキャンセル・ピリオド 午前8時 44 分から午前8時 45 分まで	
	オープニング・オークション 午前8時 45 分	
	 レギュラー・セッション 午前8時 45 分から午後3時 10 分まで	
	プレ・クロージング 午後 3 時 10 分から午後 3 時 15 分まで	
	クロージング・オークション 午後3時 15 分	
	(b) 夜間立会	
	プレ・オープニング 午後 4 時 15 分から午後 4 時 29 分まで	
	ノンキャンセル・ピリオド 午後 4 時 29 分から午後 4 時 30 分まで	
	オープニング・オークション 午後 4 時 30 分	
	レギュラー・セッション 午後 4 時 30 分から翌日の午前 5 時 25 分	
	まで	
	プレ・クロージング 翌日の午前5時25分から翌日の午前5時	
	29 分まで	
	ノンキャンセル・ピリオド 翌日の午前5時29分から翌日の午前5時	

項目		概要	備考
		30 分まで	
	クロージング・オークション	翌日の午前5時30分	
	b. ゴム市場		・ オープニング・オークションの
	(a) 日中立会		開始時刻を午前8時45分から
	プレ・オープニング	午前8時から午前9時まで	午前9時に、ノンキャンセル・
	オープニング・オークション	午前9時	ピリオドを対象外にそれぞれ
	レギュラー・セッション	午前9時から午後3時10分まで	見直すこととします。
	プレ・クロージング	午後3時10分から午後3時15分まで	
	クロージング・オークション	午後 3 時 15 分	
	(b) 夜間立会		
	プレ・オープニング	午後4時15分から午後4時30分まで	
	オープニング・オークション	午後 4 時 30 分	
	レギュラー・セッション	午後4時30分から午後6時55分まで	
	プレ・クロージング	午後6時55分から午後7時00分まで	
	クロージング・オークション	午後7時	
	c. 農産物市場		
	(a) 日中立会		
	プレ・オープニング	午前8時から午前8時44分まで	
	ノンキャンセル・ピリオド	午前8時44分から午前8時45分まで	
	オープニング・オークション	午前8時45分	
	レギュラー・セッション	午前8時45分から午後3時10分まで	
	プレ・クロージング	午後3時10分から午後3時15分まで	
	クロージング・オークション	午後 3 時 15 分	
	(b) 夜間立会		
	プレ・オープニング	午後4時15分から午後4時29分まで	
	ノンキャンセル・ピリオド	午後4時29分から午後4時30分まで	
	オープニング・オークション	午後4時30分	

	概要			備考
レギュラー・セッ	ソション 午後	4時30分から翌日	日の午前5時25分	
	まで			
プレ・クロージン	ググ 翌日	の午前 5 時 25 分カ	いら翌日の午前5時	
ノンキャンセル・			ら翌日の午前5時	
h				
グローシング・ス	「一クション 翌日	の午前5時30分		
・ TOCOM のデリバティ	ブ市場における理	行制度を引き続きお	並田」キキ	詳細は別紙1をご参照くださ
1000m v2/ // // //	2 111901(C401) (2.501)	1 103/X 5 71 G 10/1 G 1	水川 ひみ タ 。	い。
・ TOCOM のデリバティ	ブ市場における現	行制度を引き続き掛	采用します。	
・ TOCOM のデリバティ	ブ市場における現	行制度を引き続き拮	采用します。	・ 取引最終日の翌営業日となり
				ます。
			«ти "L L	
V. V				
			_	
			30 キログラム	
	1 グラム 1 円	100 グラム	_	
	プレ・クロージン ノンキャンセル・ クロージング・ス ・ TOCOM のデリバティ ・ TOCOM のデリバティ ・ TOCOM のデリバティ	レギュラー・セッション 午後まで プレ・クロージング 翌日 29分 ノンキャンセル・ピリオド 翌日 30分 クロージング・オークション 翌日 ・ TOCOM のデリバティブ市場における現在 ・ TOCOM のデリバティブ市場における現在 ・ TOCOM のデリバティブ市場における現在 ・ TOCOM のデリバティブ市場における現在 商品 呼値の単位 金標準取引 1グラム1円 金ミニ取引 1グラム1円 金民物ポプション取引 1グラム1円 銀取引 1グラム1円 銀取引 1グラム1円 銀取引 1グラム1円 銀取引 1グラム1円 銀取引 1グラム1円	レギュラー・セッション 午後 4時 30 分から翌日まで プレ・クロージング 翌日の午前 5時 25 分か 29 分まで ノンキャンセル・ピリオド 翌日の午前 5時 29 分か 30 分まで クロージング・オークション 翌日の午前 5時 30 分 ・ TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続きます ・ TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続きます ・ TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続きます ・ TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続きます a. 貴金属市場の呼値の単位、取引単位及び受渡単位 ・ TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続きます 商品 呼値の単位 取引単位 金標準取引 1グラム1円 1キログラム 金ミニ取引 1グラム1円 100グラム 金民申取引 1グラム1円 100グラム 金先物オプション取引 1グラム1円 100グラム 銀取引 1グラム1円 100グラム	レギュラー・セッション 午後 4時 30 分から翌日の午前 5時 25 分 まで プレ・クロージング 翌日の午前 5時 25 分から翌日の午前 5時 29 分から翌日の午前 5時 29 分から翌日の午前 5時 30 分まで ノンキャンセル・ピリオド 翌日の午前 5時 29 分から翌日の午前 5時 30 分 ・ TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。 ・ TOCOM のデリバティブトストローの単位 受護単位 ・ TOCOM のデリバティブーストローののグラム 1 グラム 1 円 100 グラム - ロップラム ・ TOCOM のデリバティブーストローののグラム 1 グラム 1 円 100 グラム - ロップラム ・ TOCOM のデリバティブーストローののグラム 1 グラム 1 円 100 グラム - ロップラム 1 円 100 グラム ・ TOCOM のデリバティブーストローののグラム 1 グラム 1 円 1

頁目		概要			備考
	白金限日取引	1グラム1円	100 グラム	_	
	パラジウム取引	1グラム1円	500 グラム	3キログラム	
		の単位、取引単位及び		<	
		イブ市場における現る			
	商品	呼値の単位	取引単位	受渡単位	
	ゴム取引	1キログラム	5, 000	5, 000	
	(RSS 3 号)	10 銭	キログラム	キログラム	
	ゴム取引	1キログラム	5, 000	20,000	
	(TSR20番)	10 銭	キログラム	キログラム	
	c 農産物市場の呼	直の単位、取引単位及	7.1受淹畄位		
		イブ市場における現る		采用します.	
	商品	呼値の単位	取引単位	受渡単位	
	16388	1,000 キログラム	25,000	25, 000	
	一般大豆取引	10 円	キログラム	キログラム	
			2, 400	2, 400	
	小豆取引	10 円	キログラム	キログラム	
	とうもろこし	1,000 キログラム	50,000	50,000	
	取引	10 円	キログラム	キログラム	
		ぶ条件 のデリバティブ市場は さ引き続き採用します。		負及び呼値の条件等	移管商品については、現在 TOCOMでのストラテジー取引で 利用不可となっているGTC注文 を利用可能とします。

項目		概要			備考
(7) 呼値の制限値幅	・ 呼値の制限値幅は以下の	とおりとしまっ	す。なお、ゴム市場	易及び農産物市場	・ 貴金属市場については、後掲
	は TOCOM のデリバティブ	市場における	見行制度を引き続き	採用します。	(8) のとおりサーキット・ブ
					レーカー制度を導入します。
	a. 貴金属市場の呼値の制限	値幅			
	並 日		呼値の制限値幅		
	商品	通常時	第一次拡大時	第二次拡大時	
	金標準取引	400 円	600 円	800 円	
	金ミニ取引	400 円	600 円	800 円	
	金限日取引	400 円	600 円	800 円	
	金先物オプション取引				
	(基準値段)				
	10 円未満	200 円	通常時制限値	第1次拡大時	
	10~40 円未満	300 円	幅に 150 円を	制限値幅に	
	40~100 円未満	400 円	加えたもの	150 円を加え	
	100 円以上	550 円		たもの	
	銀取引	10 円	20 円	30 円	
	白金標準取引	400 円	600 円	800 円	
	白金ミニ取引	400 円	600 円	800 円	
	白金限日取引	400 円	600 円	800 円	
	パラジウム取引	300 円	450 円	600 円	
			•		
	b. ゴム市場の呼値の制限値	幅			・ ゴム市場についてはTOCOMのデ
	商品	呼信	直の制限値幅		リバティブ市場における現行
	ゴム取引 (RSS 3 号)		20 円		制度を引き続き採用し、後掲
	ゴム取引 (TSR20 番)		20 円		(8) のサーキット・ブレーカ
		1			ー制度の対象としません。

項目				
項目 (8) 取引の一時中断 (サーキット・ブレーカー)	a. 発動条件 先物取引(ミニ取引及び限) 値幅の上限(又は下限)値段は その後、1分間に当該値段から しない場合には、原資産が当ま 引の価格を参照するミニ取引え		において、制限 (約定を含む。)、 设で取引が成立 (当該先物取 先物取引を原資	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##
	b. 取引の中断時間 本所が適当と認める時間とし c. 適用除外	ます。		・ オフション取りは、制限値幅の上下限を拡大します。・ 10 分以上とします。

項目	概要	備考
	次に掲げる条件に該当した場合には、取引の一時中断及び制限値幅の拡大	・ 流動性の低い商品については、
	は行いません。	取引状況等を勘案して取引の
	(a) 日中(午後)立会又は夜間立会のレギュラー・セッションの終了時刻か	一時中断を行うか否かをその
	ら 20 分前以降に発動条件に該当した場合	都度判断します。
	(b) 先物取引について、同一取引日の間に制限値幅の上限(下限)値幅を 2	・ 引き続き TOCOM のデリバティ
	回拡大した後、再度発動条件に該当した場合	ブ市場に上場する商品につい
	(c) 取引状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと当社が	てのサーキット・ブレーカー
	認める場合	は、現行制度からの変更はあり
		ません。
(9) 即時約定可能値	・ 原則として、TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用し	・ 取引を一時中断している間、当
幅(Dynamic Circuit	ます。	該デリバティブ取引を対象と
Breaker)	a. DCBの基準となる値段	したストラテジー取引につい
	直近の約定値段、直近の約定が無い場合は基準値段を採用します。	ての取引も一時中断します。
		・ レギュラー・セッションにおい
		て適用します(オープニング・
		セッションの板寄せ時には適
		用しません。)。
		・ DCB 値幅とは、商品ごとに本所
		が適当と認めて定める値幅を
		いいます。
	b. 取引の中断時間	・ 「本所が適当と認める時間」
	本所が適当と認める時間とします。	は、原則 30 秒間とします。
		・ 中断時間経過後の対当値段が
		DCB 値幅の範囲内となるまで、
		取引の一時中断を繰り返しま
		す。
		・ 中断時間経過後の取引契約締

項目		概要		備考
				結の方法は、板寄せ方式としま
				す。
	c. DCB 値幅			・ クロージング・オークションの
	(a) 貴金属市場		_	板寄せ時には左記の DCB 値幅外
	(商品)	(DCB 値幅)		で対当した場合には、取引は成
	金標準取引	40 円		立しません。
	金ミニ取引	40 円		・ 引き続き TOCOM のデリバティブ
	金限日取引	40 円		市場に上場する商品について
	金先物オプション取引	40 円		の DCB は、現行制度からの変更
	銀取引	1 円		はありません。
	白金標準取引	40 円		
	白金ミニ取引	40 円		
	白金限日取引	40 円		
	パラジウム取引	30 円		
	(b) ゴム市場		_	
	(商品)	(DCB 値幅)		
	ゴム取引 (RSS 3 号)	5 円		
	ゴム取引 (TSR20 番)	5 円		
	(c)農産物市場		_	
	(商品)	(DCB 値幅)		
	一般大豆取引	500 円		
	小豆取引	100 円		
	とうもろこし取引	250 円		

項目		概要				備考
(10) ストラテジー取 引	a. 限月間スプレッド ・ TOCOM のデリバティ	ブ市場における現行制	度を引き続き採用しる	きす。	・ OSE の野	見行制度におけるストラ
		間スプ	取引に加え、一部の商品 レッド取引が可能とな			
	 b. 商品間スプレッド取	[月]			ります。 • 現行の(DSEデリバティブ市場の
	・ TOCOM のデリバティ		度を引き続き採用しま	す。商品間		品に関しては商品間ス
	スプレッド取引の組み	合わせは以下のとおり [、]	です。		プレッ	ド取引の利用はできま
	(a) 貴金属市場			,	せん。	
	商品 A	商品 B	取引単位		・ 金ミニ国	5引及び白金ミニ取引
	金ミニ取引	白金ミニ取引	100 グラム			引スプレッド取引に関
	金限日取引	白金限日取引	100 グラム			同一限月の組合せとし
					ます。	
	(b) ゴム市場			,		易の商品間スプレッド
	商品 A	商品 B	取引単位			関しては、商品Bの取引
	ゴム取引 (RSS 3 号)	ゴム取引(TSR20 番)	5,000 キログラム]		から商品Aの取引最終日 間において、商品Aの
						引において、商品 A の (n は月) と商品 B の n
						の組み合わせとします。
						ライド・アウト機能は引
						幾能を抑止します。
(11)立会外取引	・ 原則として、OSE の	現行制度を採用します。			取引、E 律、立会 ととし、	FOCOM 制度における EFP FS 取引、EFF 取引は一 会外取引として取扱うこ 取引申出書の提出は不 ます。なお、注文電文に

項目	概要	備考
		EFP 等の別を記すことは任意の 扱いで引き続き可能とする予 定です。
(12)ギブアップ	・ OSE のデリバティブ市場における現行制度を採用します。	 現在 TOCOM にてサポートしている発注時ギブアップ機能は利用不可としますが、OSE にてサポートしている自動アロケーション機能の利用を可能とします。
	a. ギブアップの申告時限・ 取引参加者によるギブアップの申告時限を17時30分とします。ただし、当 社が定める日においては、16時45分とします。	・ 移管商品について「当社が定め る日」とは、取引最終日を指し ます(b. において同じ)。
	b. テイクアップの申告時限・ 取引参加者によるテイクアップの申告時限を17時45分とします。ただし、 当社が定める日においては、17時とします。	
(13) その他	a. マーケットメイカー制度	
	・ 移管商品については、マーケットメイカー制度の対象とします。	・ 本商品移管後のマーケットメ イカー制度の詳細については、 別途、本年度中を目途に公表す る予定です。
	b. ストップロス取引	・ TOCOM のデリバティブ市場に上
	移管商品については、現行の TOCOM におけるストップロス取引制度と同様の	場する商品は、引続き TOCOM の
	取引制度は設けません。なお、商品移管前のTOCOMにおけるストップロス取引制度の下で成立した建玉について、商品移管後にストップロス取引を行うことは妨げません。	現行制度であるストップロス取 引制度の対象とします。

項目	概要	備考
	c. 高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応 高速取引行為者に該当する場合は、OSE の現行制度に基づく対応が求められます。 d. 取引の制限及び大口建玉の報告 ・ 原則として、TOCOM の現行制度を引き続き採用します。 ・ をの他、取引制度上の取扱いについては、原則として OSE のデリバティブ	・ 高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応については別紙2をご参照ください。 ・ 現行のTOCOMにおける取引の制限および大口建玉の報告制度の概要については別紙3-1及び3-2をご参照ください。 ・ 建玉の制限数量・報告数量、オムニバス口座配下の間接顧客に係る特例措置及びヘッジ面より等については、移管商品の商品性や商品移管後に想定される市場規模等を踏まえ、適宜変更する場合があります。
	市場における現行制度を採用します。	
2.取引参加者制度(1)取引資格の取扱い	 OSE における既存の取引資格(先物取引等取引資格、国債先物等取引資格及び FX 取引資格)とは別に、商品先物取引及び商品先物オプション取引(以下「商品先物等取引」といいます。)を行うための取引資格(以下「商品先物等取引資格」といいます。)を新設します。 OSE に移管される商品の取引を行う TOCOM の取引参加者(OSE の先物取引等取引参加者を除く。)は、商品先物等取引資格の取得が必要となります。 	 先物取引等取引参加者は、原則、取引所 FX 取引を除き、商品先物等取引を含む OSE のすべての先物・オプション取引が可能になります。 ただし、OSE 市場において取引

項目	概要	備考
	・ 商品先物等取引参加者は、商品先物等取引資格を有する者をいい、次に掲	参加者として商品先物等取引
	げる種類及び区分を設けることとします。	を行う場合には、あらかじめ商
	a. 種類	品先物等取引に係る体制の整
	(a) 市場取引参加者	備状況や社内規則の変更状況
	自己の計算による取引を行うことができる取引参加者	等を確認します。
	(b) 受託取引参加者	· 現TOCOM遠隔地市場取引参加者
	自己の計算による取引及び顧客の委託に基づく取引を行うことができる取引	及び遠隔地仲介取引参加者制
	参加者	度と同様に、国内において OSE
		市場の取引を行う営業所又は
	b. 区分	事業所を保有しない者も、左
	(a) 貴金属にあっては、貴金属部取引参加者	(2)、(3) に掲げる要件の下
	(b) ゴムにあっては、ゴム部取引参加者	で、市場取引参加者又は受託取
	(c)農産物にあっては、農産物部取引参加者	引参加者になることが可能で
		す。
(2) 申請	a. 個人を除き、以下に掲げる者は、商品先物等取引資格の取得申請を行うこ	・ 受託取引参加者として商品先
	とができます。	物等取引資格の取得を申請す
	(a) 第一種金融商品取引業者	るにあたっては、(a)から(c)
	(b) 取引所取引許可業者	に該当する者であることを条
	(c) 登録金融機関	件とします。
	(d)上場商品構成品及び上場商品指数対象品の売買、売買の媒介、取次ぎ若	・ 市場取引参加者として商品先
	しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者	物等取引資格の取得を申請す
	(e) 商品先物取引業者	るにあたっては、(a)から(i)
	(f) 外国法令に基づく (e) と同種の許可等を受けた者	に該当するものであることを
	(g) 特定店頭商品デリバティブ取引業者	条件とします。
	(h) 商品投資顧問業者	
	(i)商品市場又は外国商品市場において、専ら自己の計算による取引を業と	

項目	概要	備考
	して営む者又は営もうとする者	
	b. 商品先物等取引資格の取得の申請は、所定の申請書に以下に掲げる書類を添付のうえ、OSE に提出して行うものとします。 (a) 会社の概要 (b) 定款等諸規則 (c) 事業報告書等財務書類 (d) その他必要に応じて OSE が求める書類	
(3)審査・承認	・ OSE は、商品先物等取引資格の取得申請者(本要綱公表時における TOCOM 取引参加者(以下「TOCOM 取引参加者」という。また、OSE の先物取引等取引参加者を除く。)を除く。)に関する次の各号に掲げる事項について審査し、適当と認められた場合には、当該取得申請者の商品先物等取引資格の取得を承認します。 a. 財務基盤 > 取引資格の取得の日までに、次の基準に適合し、安定した収益力が見込まれること (a)資本金の額又は出資の総額(相互会社にあっては、基金(基金償却積立金を含む。))が3億円以上であること (b)純財産額(登録金融機関は純資産額)が5億円以上であり、かつ、資本金の額又は出資の総額(相互会社にあっては、基金(基金償却積立金を含む。)を上回っていること (c)金融商品取引業者にあっては、自己資本規制比率が200パーセント以上であること (d)国際統一基準行、農林中央金庫、国際統一基準金庫及び株式会社商工組合中央金庫(以下「国際統一基準行等」という。)にあっては、次のイからハまでに該当していること(外国銀行にあっては、これに準ず	 現在のOSEの先物取引等取引資格の審査基準に同じ。 OSEの市場において市場デリバティブ取引に係る直接発注を行うものであることを条件とします(OSE 取引参加者規程第4条第2項)。 既存のTOCOM取引参加者の資格取得のための審査料は免除します。

項目	概要	備考
	る場合に該当していること) イ 単体又は連結普通株式 Tier1 比率 (農林中央金庫及び国際統一基準金庫にあっては、単体又は連結普通出資等 Tier1 比率)が 4.5 パーセント以上であること ロ 単体又は連結 Tier1 比率が 6 パーセント以上であること ル 単体又は連結を自己資本比率が 8 パーセント以上であること (e) 国際統一基準行等、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関にあっては、国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が 4 パーセント以上であること (f) 保険会社にあっては、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が 400 パーセント以上であること (g) 金融商品取引業者及び登録金融機関以外にあっては、保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況等が適当であること b. 経営体制 社会的信用の欠如している者その他 OSE の目的及び市場の運営にかんがみて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、健全な経営体制であること こ、業務執行体制 OSE 市場における取引の受注、執行及び受渡決済、損失の危険の管理並びに法令、法令に基づく行政官庁の処分、OSE の規則 (OSE の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則をいう。以下同じ。) 及び取引の信義則の遵守に	・ 適切な業務執行の体制には、 OSE 取引参加者規程第 21 条に 規定される売買管理体制、第 21
	関し適切な業務執行の体制を整えていること <tocom 取引参加者に対する経過措置=""></tocom>	条の2に規定される注文管理 体制、第21条の3に規定され るリスク管理体制を含みます。
	・ TOCOM 取引参加者が商品先物等取引資格を取得しようとする場合は、a.財	・ OSE の市場において市場デリバ

項目	概要	
(大口)	務基盤に関しては以下に掲げる事項について審査します。	ティブ取引に係る直接発注を
	(a) 資本金の額又は純財産額が3億円を下回らないこと	行うものであることを条件と
	(a) 員本並の領文は純州産領が3億円を下回りないこと (b) 金融商品取引業者にあっては、自己資本規制比率が 120 パーセント以	します(OSE 取引参加者規程第
	上であること(金融商品取引業等に関する内閣府令附則(平二六内閣	4条第2項)。
	令一一)第四条の適用を受ける TOCOM 取引参加者においては純資産額	
	規制比率が140パーセント以上であること)	
	(c)金融商品取引業者以外にあっては、保有する資産等に照らし、自己資	
	本の充実の状況が上記(b)に定める水準と同程度まで悪化していな	
	いこと	
	・ b.経営体制及び c.業務執行体制に関しては上記事項について審査しま	経過期間を設ける一部の項目
	す。ただし、c.のうち、一部の項目については、商品移管後1年後の応答	は、態勢整備に時間を要すると
	日までの経過期間を設け、商品移管の段階において「必要な一定水準の業	考えられる売買管理態勢、リス
	務執行体制が整備されていること」が確認できれば、経過期間終了の段階	ク管理態勢、システムリスク管
	で実現すべき、現行の OSE 先物取引等取引参加者に求められている水準の	理態勢及び内部監査態勢を想
	業務執行体制を整備するための具体的施策を明示することを条件に取引資	定しています。
	格付与を認めることとします。	必要な一定水準の業務執行の
	・ 当該経過期間終了後、商品先物等取引資格を取得した参加者に対して業務	体制には、OSE 取引参加者規程
	執行の体制の適切性について審査し、不適当と認められた場合は、勧告、	第 21 条に規定される売買管理
	処分、資格の取消しを含めた厳正な対応を実施することとします。	体制、第21条の2に規定され
		る注文管理体制、第21条の3
		に規定されるリスク管理体制
		を含みます。
		・ 経過期間終了後における審査
		は、日本取引所自主規制法人に
		よる考査の中で行います。

項目	概要	備考
(4) 承認後の手続	・ 商品先物等取引資格の取得の承認を受けた場合には、取得申請者は、OSE が 指定した期日の前日までに次の手続を履行するものとします。 a. 商品先物等取引清算資格(JSCC 清算資格)の取得又は OSE 所定の清算受託 契約の締結 b. OSE 所定の商品先物等取引参加者契約の締結 c. 信認金及び取引参加者保証金の預託(有価証券による代用を可能とする。) d. 代表者及び取引責任者の選任・届出 e. 取引参加者参加金の納入 f. システム接続テスト g. その他 OSE が必要と認める手続	 取得申請者が、OSE が指定した期日の前日までに手続を履行しないときは、申請を取り下げたものとみなします。 OSE は、手続を履行した取得申請者に対して、当社が指定した期日付けで商品先物等取引資格を付与します。その際、OSEはその旨を通知、かつ公告を行います。 TOCOM取引参加者の取引参加者参加金は免除します。
(5)諮問委員会	・ OSE に上場する商品先物等取引等の取引制度等に係る重要事項は、OSE における既存の市場運営委員会において議論することを想定しています。	・ 商品移管後の市場運営委員会の 委員構成等については今後別途 検討します。 ・ また、OSE においては、商品市場 又は上場商品構成品ごとに、既 存の TOCOM における受渡・品質 委員会の構成に準じた会議体を 新たに設置します(同会議体の 委員構成等についても今後別途 検討します。)。
(6) その他	・ TOCOM の準取引参加者及び市場取引参加者(商品先物等取引資格を取得しない者に限る。)のうち希望する者は、OSE が別途新設するステータスを付与することとします。	

項目	概要	備考
	・ 取引参加者料金(取引手数料等)、取引参加者参加金、信認金、取引参加者 保証金及び各種届出事項の取扱いについては、別途、本年度中を目途に公 表します。 ・ その他、商品先物等取引参加者の義務、検査、処分及び措置並びに資格喪 失の手続等については、既存の OSE の取引資格のそれに準ずることとしま す。	・ 2 (1) b. に掲げる取引参加者の区分の数にかかわらず、受託取引参加者の基本料の額(月額)は一律10万円(税抜)、市場取引参加者の基本料の額(月額)は一律5万円(税抜)とします。 ・ 当社の取引手数料は、JSCCの清算手数料と合算した水準が、現行のTOCOM及び株式会社日本商品清算機構(JCCH)における同等の手数料の合算水準以下とする方向で、別途検討します。・ 手数料の納入は、当月分をまとめて翌月(毎月20日(休業日に当たるときは、順次繰り下る。))に行うものとします。
3. 清算·決済	・ 現行の OSE 上場商品と同様に、移管商品について金融商品債務引受業等を 行わせる金融商品取引清算機関として、株式会社日本証券クリアリング機 構(JSCC)を指定し、原則として、OSE のデリバティブ市場における現行制 度を採用します。	・ 現行の建玉等の申告方法(転売・買戻し申告等の方法)については、既存のJSCCにおける方法に統一されることになります。詳細については、JSCC公表の制度要綱をご参照ください。 ・ 顧客は、オプションの銘柄ごとに権利行使に係る数量を、権利行使に係る数量を、権利行使日の午後4時までに取引参

項目	概要	備考
		加者に行うことになります。
(1)証拠金	・ 証拠金所要額については SPAN®を利用して計算します。 ・ その他、証拠金に係る取引所の制度については、原則として OSE・JSCC の 現行制度を採用します。	・ 詳細については、JSCC 公表の制 度要綱をご参照ください。
(2)決済方法	 現金決済先物取引については、転売又は買戻し若しくは最終決済(最終清算数値による決済)により決済します。 現物先物取引については、転売又は買戻し若しくは最終決済(受渡決済)により決済します。 金先物オプション取引については、転売又は買戻し若しくは最終決済(オプションの権利行使・割当による最終清算数値により決済します。 	 既存の TOCOM のデリバティブ市場と同様です。 最終決済(受渡決済)に係る各種制度及び具体的な実務については、原則として既存の TOCOMのデリバティブ市場における取扱いを引き続き採用します。現行の TOCOM における受渡決済制度の概要については別紙4をご参照ください。
(3)清算値段	・ JSCC が定める値とします。	
(4)最終決済	・ TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。	
(5)受渡決済	・ TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用し、現行の TOCOM/JCCH における実務に準じて行います。	・ JSCC 公表の制度要綱もご参照く ださい。
4. 取引システム 対象システム	・ J-GATE を利用することとします。	

項目	概要	備考
5. その他		
(1) 未決済約定の引継ぎ	・ 本商品移管の前営業日に保有する TOCOM デリバティブ商品の未決済約定に ついては、本商品移管日に OSE デリバティブ商品の未決済約定として取り 扱うこととします。	・ 移管後の OSE 市場における約定にて移管建玉の転売・買戻しを行うことを可能とします。 ・ 商品移管前において TOCOM 市場で実施された約定に係る過誤訂正・自己委託訂正、及びギブアップ・転売買戻申告の訂正については、移管前営業日までにTOCOM 市場において実施するものとし、移管日を跨いだ訂正は
(2)本商品移管前営 業日のTOCOM 夜間立 会の取扱い	・ 本商品移管を円滑に行うために、本商品移管前営業日における TOCOM の夜間立会(本商品移管日に終了する取引日の取引分)の取引は行わないこととします。	不可とします。 ・本商品移管の対象商品及び TOCOMに残る石油関連商品等に ついては、本商品移管の前営業 日の日中立会終了後、取引停止 とする予定です。 ・ただし、本商品移管前日におけ る OSE の既存商品の夜間取引は、
(3) 先物・オプション取引口座設定約諾書	・ 本商品移管後の OSE 上場商品を対象とします。	通常通り行います。 ・ 顧客が OSE 上場商品の委託を行う場合、先物・オプション取引口座設定約諾書を差し入れる必要があります。

項目	概要	備考
(4) その他	・ その他、所要の改正を実施します。	・ OSE 移管商品に係るカテゴリ別
		の取引高・取組高報告 (OSE にお
		ける投資部門別取引状況に相
		当) については、当面の間、既
		存の TOCOM 参加者からの報告は
		現行の TOCOM の報告方式にて行
		っていただき、OSE の参加者が新
		たに移管商品の取引を行う場合
		には、現行の OSE の報告方式に
		て行っていただく予定です(現
		状、双方の方式を利用している
		参加者についてはいずれの方式
		の選択も可能とします)。また移
		管商品については、既存の OSE
		の方式(投資部門別取引状況)
		で公表を行います。

Ⅲ. 実施時期(予定)

2020年7月を目途とします。

以 上

(別紙1) 移管対象商品の限月構成・取引スケジュール

商品	限月構成	取引開始日	取引最終日(納会日)	受渡日			の取引開始日・取引最終日・タ マ引及び金先物オプション取引	
HI DO	KX /7 THE AC	(新規限月設定日)	双引取於口(附至口)	文版口	限月	取引開始日	取引最終日 (オプション取引の満期日)	<i>受渡日</i> (最終決済日)
金標準取引				毎偶数月の最終営業日の正午 まで(12月の受渡日は28日の 正午まで。受渡日が休業日又 は大納会に当たるときは順次	当月限(6月限)	2018/6/27	2019/6/25 (2019/6/24)	2019/6/28 (2019/6/25)
				繰り上げ)	2番限(8月限)	2018/8/29	2019/8/27	2019/8/30
金ミ二取引				-	- 4/2(-///2/		(2019/8/26)	(2019/8/27)
先物オプション取引		-			2019/10/28	2019/10/31		
銀取引	取引開始日(新規限月設定日)の属する月の翌	当月限の取引最終日 (納会日)の翌営業日、日中立	受渡日から起算して	毎偶数月の最終営業日の正午 まで(12月の受渡日は28日の 正午まで。受渡日が休業日又	3番限(10月限)	2018/10/29	(2019/10/25)	(2019/10/28)
	月から起算した12月以内の各偶数月(6限月制) - 	会から	会まで)	は大納会に当たるときは順次 繰り上げ) 毎偶数月の最終営業日の正午 まで(12月の受渡日は28日の	4番限(12月限)	2018/12/25	2019/12/24 (2019/12/23)	2019/12/27 (2019/12/24)
白金標準取引				正午まで。受渡日が休業日又 は大納会に当たるときは順次 繰り上げ)	5番限(2020年2月限)	2019/2/26	2020/2/25 (2020/2/21)	2020/2/28 (2020/2/25)
パラジウム取引				毎偶数月の最終営業日の正午 まで(12月の受渡日は28日の 正午まで。受渡日が休業日又 は大納会に当たるときは順次 繰り上げ)	6番限(2020年4月限)	2019/4/24	2020/4/24 (2020/4/23)	2020/4/30 (2020/4/24)
金限日取引	日々ロールオーバー	_	_	小木ノエバ ク	_	_	_	
白金限日取引		_	_	_	_		_	_
		会から 会まで) 始日(新規限月設定日)の属する月の翌 起算した6月以内の各月(6限月制) 当月限の取引最終日 (納会日)の翌営業日、日中立	受渡日から起算して	毎月最終営業日の正午まで (12月の受渡日は28日の正午)	当月限(RSS3 6月限) (TSR20 7月限)	RSS3 2018/12/21 TSR20 2019/1/4	RSS3 2019/6/24 TSR20 2019/6/28	RSS3 2019/6/28 TSR20 省略
ゴム取引 (RSS3号)				2番限(RSS3 7月限) (TSR20 8月限)	RSS3 2019/1/28 TSR20 2019/2/1	RSS3 2019/7/25 TSR20 2019/7/31	RSS3 2019/7/37 TSR20 省略	
	取引開始日(新規限月設定日)の属する月の翌		20.07	(f)	3番限(RSS3 8月限) (TSR20 9月限)	RSS3 2019/2/25 TSR20 2019/3/1	RSS3 2019/8/26 TSR20 2019/8/30	RSS3 2019/8/30 TSR20 省略
	月から起算した6月以内の各月(6限月制)			で) 別紙4参照	4番限(RSS3 9月限) (TSR20 10月限)	RSS3 2019/3/26 TSR20 2019/4/1	RSS3 2019/9/24 TSR20 2019/9/30	RSS3 2019/9/30 TSR20 省略
ゴム取引 (TSR20番)			当月限の前月 の最終営業日(日中立会まで)		5番限(RSS3 10月限) (TSR20 11月限)	RSS3 2019/4/23 TSR20 2019/4/26	RSS3 2019/10/25 TSR20 2019/10/31	RSS3 2019/10/3 TSR20 省略
		会から			6番限(RSS3 11月限) (TSR20 12月限)	RSS3 2019/5/28 TSR20 2019/6/3	RSS3 2019/11/25 TSR20 2019/11/29	RSS3 2019/11/2 TSR20 省略
					当月限(6月限)	2018/6/18	2019/6/14	省略
					2番限(8月限)	2018/8/16	2019/8/15	省略
一般大豆取引	取引開始日(新規限月設定日)の属する月の翌	当月限の取引最終日 (納金日)の翌党業日 日由立	当月限の15日(日中立会まで) (休業日に当たる場合は繰り上	別紙5参照 (12月については最終営業日	3番限(10月限)	2018/10/16	2019/10/15	省略
MX/C3E4X51	月から起算した12月以内の各偶数月(6限月制)	会から	(が来口に当たる場合は減り工	の3営業日前の正午まで)	4番限(12月限)	2018/12/17	2019/12/13	省略
					5番限(2020年2月限)	2019/2/18	2020/2/14	省略
					6番限(2020年4月限)	2019/4/16	2020/4/15	省略
					当月限(6月限)	2018/12/20	2019/6/25	2019/6/27
		当月限の取引最終日	受渡日から起算して	毎月最終営業日	2番限(7月限)	2019/1/29	2019/7/26	2019/7/30
小豆取引	取引開始日(新規限月設定日)の属する月の翌 月から起算した6月以内の各月(6限月制)	(納会日)の翌営業日、日中立	3営業日前に当たる日(日中立	の前営業日の正午まで (12月については24日の正午	3番限(8月限)	2019/2/26	2019/8/27	2019/8/29
	7 x・5心足界した0月以内の合月(0阪月前)	会から	会まで)	(12月については24日の正午)	4番限(9月限)	2019/3/27	2019/9/25	2019/9/27
					5番限(10月限)	2019/4/24	2019/10/28	2019/10/30
					6番限(11月限)	2019/5/29	2019/11/26	2019/11/28 ##
					当月限(7月限) 2番限(9月限)	2018/6/18	2019/6/14 2019/8/15	省略 省略
1.247-1	取引開始日(新規限月設定日)の属する月の	当月限の取引最終日	当月限の前月15日(日中立会	Dil 6ff a 45 mm	2番限(9月限) 3番限(11月限)	2018/8/16	2019/8/15	
とうもろこし 取引	翌々月から起算した12月以内の各奇数月(6限月	から起算した12月以内の各奇数月(6限月 (納会日)の翌営業日、日中立 (休業日に当たる場合は縁し	まで) (休業日に当たる場合は繰り上	別紙4参照 上 正午まで	4番限(2020年1月限)	2018/10/16	2019/10/13	省略
-	制)	会から	(げ)		5番限(2020年7月限)	2019/2/18	2020/2/14	省略
					6番限(2020年5月限)	2019/4/16	2020/4/15	省略

高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応について

2017年12月20日株式会社大阪取引所

I. 趣旨

2017年5月17日に「金融商品取引法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月24日には金融商品取引法施行令、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令、金融商品取引業等に関する内閣府令、関連する金融庁告示、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊)高速取引行為者向けの監督指針が公表され、高速取引行為を行う者について、新たに登録制の導入等が実施されることになりました。

これに伴い、当社の市場においては以下の通り対応を行うものとし、所要の改正を行います。

なお、金融商品取引法施行令等のパブリックコメントの結果によっては、当該対応に変更が生じる可能性がございますので、ご留意ください。

(凡例)

金商法 金融商品取引法(昭和23年4月13日 法律第25号)

監督指針: 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊)高速取引行為者向けの監督指針

Ⅱ. 概要

H: 风女		
項目	概要	備考
1. 取引戦略の明示		
(1) 高速取引行為に係る	・ 高速取引行為を行う者が行う高速取引行為に係る注文については、その注文	
取引戦略の明示	がどのような取引戦略に基づくものであるのかを当社が把握するため、売買	
	システム(J-GATE)に取引戦略を識別するフラグ機能を追加しますの	
	で、次のとおり取引戦略を明示して発注するものとします。	
	① 競争売買市場において高速取引行為に係る注文を行う際には、マーケッ	・ 各取引戦略の定義については監督指針
	トメイク戦略、アービトラージ戦略、ディレクショナル戦略又はその他	(Ⅲ-3-1-1- (2) -①) で定め
	戦略の別を明示するものとします。	られる定義と同義です。
	② J-NET市場において行う高速取引行為に係る注文についても、①と	高速取引行為を行う者が高速取引行為
	同様に取引戦略の別を明示するものとします。	に該当しない注文を行う場合は、取引戦
	・ 取引戦略の明示は、高速取引行為を行う者としての登録等のときに当局に提	略の明示を行う必要はありません。

項目	概要	備考
	出を行った業務方法書に記載した取引戦略の類型に合わせて行うものとします。 ・ 取引戦略の明示は、高速取引行為を行う者としての登録等が完了した後、速やかに開始するものとします。	
 専用TAP等の申請 (1)高速取引行為を行う 者とその者が専有している 専用TAP及びユーザID の申請 	 ・ 取引参加者は、高速取引行為に係る注文が行われる専用TAP及びユーザ ID (以下「専用TAP等」という。)と高速取引行為を行う者とを関連づけ、当社がその取引状況を把握できるようにするため、専用TAP等を専有して利用する高速取引行為を行う者の商号、名称又は氏名及び登録番号を申請するものとします。 ・ 登録番号は、高速取引行為を行う者である取引参加者については既存の証券会社等標準コードとし、高速取引行為者については証券コード協議会が発行する登録番号とします。 ・ 当該申請の方法は、取引参加者が、専用TAP等の申請時(新規・変更)に、当該専用TAP等を専有して利用する高速取引行為を行う者の商号、名称又は氏名及び登録番号を申請ポータル(arrowface)から入力することにより行うものとします。 ・ 当該申請は、高速取引行為が行われる既存の専用TAP等についても必要になるため、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、取引参加者が速やかに手続を行うものとします。 	
3. 注文管理体制等の整備 (1) 取引参加者における 注文管理体制及びリスク管 理体制の整備	・ 従来の一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注禁止や実効性のある注文管理体制の整備に加え、取引参加者が顧客の資力、属性及び取引商品又は取引参加者の資力並びに取引の類型及び規模を踏まえて過大な注文の発注を防止するために適切と認められる管理及び過大な注文の発注により発生し得るポジションに関する適切と認められるリスク管理を行う	 ・ 取引参加者における注文管理体制に関する規則第4条及び取引参加者規程施行規則第5条の5。 ・ 取引参加者は、高速取引行為の受託等の有無にかかわらず、過大な注文の発注に

項目	概要	備考
	べきことを規定します。	ついては、それを防止するための管理及びそれに伴うポジションに関するリスク管理を行うべきことを明確化することとし、規則の改正に合わせ、取引参加者が行うべき注文管理等についてのガイドラインを公表します。 ・本改正に伴い、現在の「自動発注システムの管理に関するガイドライン」(2016年6月17日制定)は廃止します。
4. 関連情報の提出 (1)登録等が完了した者 の商号、名称又は氏名を証 明する証跡の写し	・ 高速取引行為を行う者としての登録等が完了した者は、登録等した者の商 号、名称又は氏名が確認できる証跡の写しを当社まで遅滞なく提出するもの とします。	 ・ 証跡の写しをPDFファイルに変換し、電子メールに添付して日本取引所グループとしての共通のメールアドレス宛てに提出いただきます。紙媒体の提出は不要です。 ・ なお、証跡としては監督指針(Ⅲ-3-1-1-(4))の登録済通知書等を想定しております。
(2) 国内における代表者 又は国内における代理人等 の連絡先情報	 高速取引行為者として登録を行った者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合、当該高速取引行為者は、次の者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレスについて、その登録の完了後、当社まで遅滞なく提出するものとします。 ① 外国法人である場合、国内における代表者又は国内における代理人② 外国に住所を有する個人である場合、国内における代理人 ・高速取引行為者として登録を行った者が国内法人又は国内に住所を有する個人である場合、当該高速取引行為者は、当社と連絡をする上で適切な者の 	連絡先を電子メールで日本取引所グループとしての共通のメールアドレス宛てに提出いただきます。紙媒体での提出は不要です。

項目	概要	備考
(3)業務方法書等の写し	氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを、登録の完了後、当社まで遅滞なく提出するものとします。 ・ 金融商品取引業者、金融機関又は取引所取引許可業者は、高速取引行為を行う者としての変更登録が完了した後、当局に提出を行った業務方法書の写しを当社まで速やかに提出するものとします。 ・ 高速取引行為者として登録を行った者は、登録時に当局に提出を行った業務方法書並びに業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面の写しを当社まで速やかに提出するものとします。	 資料をPDFファイルに変換し、日本取引所グループとしての共通のメールアドレス宛てに電子メールに添付して提出いただきます。紙媒体の提出は不要です。 取引参加者は、既に当社に提出している業務方法書に変更があった場合には変更後の写しを当社に提出することになるため、その提出をもって変更登録に伴う提出に代えることが可能です。 業務方法書並びに業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面の記載事項に変更があった場合には、変更後の書類の写しを速やかに当社まで提出するものとします。
5. 取引所の行う調査その他必要な措置への協力 (1)調査等への協力 (2)取引参加者の義務	 高速取引行為を行う者は、当社の市場における市場デリバティブ取引を公正にし、及び投資者を保護するため、当社が行う高速取引行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の処分の遵守の状況の調査その他の必要な措置について、協力するものとします。 取引参加者は、高速取引行為を行う者から当社の市場における市場デリバティブ取引の委託を受けるときは、当社の市場における市場デリバティブ取引 	例えば、高速取引行為を行う者が当社の 規則を遵守しなければならない旨、高速

項目	概要	備考
(3) 自主規制法人への委 託	を公正にし、及び投資者を保護するため、当社の行う高速取引行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の処分の遵守の状況の調査その他の必要な措置について、高速取引行為を行う者が対応するための適切な措置を講じるものとします。 ・ 当社の市場における市場デリバティブ取引を公正にし、及び投資者を保護するため、当社は、高速取引行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の処分の遵守の状況の調査その他必要な措置について、日本取引所自主規制法人に委託することができるものとします。	取引行為を行う者に伝え、了解を得ていることが必要になります。 ・ 取引参加者は、今般の高速取引行為を行う者の登録制の導入後も、引き続き適切な売買管理を行うものとします。 ・ 当社の規則改正を受けて、日本取引所自主規制法人においても必要な規則改正を実施する予定です。
6. その他	・ その他所要の改正をします。	

Ⅲ. 施行日(予定)

2018年4月1日

以 上

【別紙3-1】移管対象商品の建玉制限一覧

売または買のそれぞれにつき、次の数量

2019年5月現在

* D	対象者		当月限		2番限	3番限	4平阳	E 77 00	6 平阳	ᄉᄘ
商品			納会月	納会月の前月	2番股	が一切で	4番限	5番限	6番限	合計
•		一般委託者等(※)		_	-	-	_	_	-	5,000
金標準取引	委託者	特定委託者	-		_	_	-	_	-	10,000
亚保华权引		当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	10,	10,000枚		_	_	_	_	30,000
	取引参加者の自己		10,	000枚	-	-	-	_	_	30,000
	委託者	一般委託者等(※)	1,8	1,500枚		1	_	_	-	6,000
銀取引	女儿日	当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	3,0	000枚	-	_	_	-	_	30,000
	取引参加者の	の自己	3,0	000枚	_	-	_	_	_	30,000
	委託者	一般委託者等(※)	100枚	女 150杉	200枚	-	_	-	-	3,500木
白金標準取引	女礼扫	当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	600札	女 700杉	1,200枚	-	_	-	-	10,000木
	取引参加者の	の自己	600柱	女 700杉	1,200枚	-	_	-	-	10,000
	委託者	一般委託者等(※)	60枚	女 120杉	240枚	-	_	-	-	2,500
パラジウム取引	 X 114	当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	450村	女 600杉	1,200枚	-	_	_	-	9,000
	 取引参加者の自己		450村	女 600杉	1,200枚	-	_	_	-	9,000
*	委託者	一般委託者等(※)	3	00枚	600枚	-	-	-	-	10,000
ゴム取引 (RSS3号)	安託日	当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	4	00枚	600枚	_	-	_	-	10,000
(取引参加者の自己		4	00枚	600枚	_	_	-	-	10,000
*	委託者	一般委託者等(※)	5	00枚	1,000枚	-	_	-	-	10,000
ゴム取引 (TSR20番)	女礼扫	当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	1,0	000枚	2,000枚	-	_	-	-	10,000木
(топшодду	取引参加者の	の自己	1,0	000枚	2,000枚	-	_	_	-	10,000
	委託者	一般委託者等(※)	400枚	女 800杉	2,000枚	4,000枚	4,000枚	4,000枚	4,000枚	
一般大豆取引	女礼扫	当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	400札	女 800杉	2,000枚	4,000枚	8,000枚	8,000枚	8,000枚	
	取引参加者の	の自己	400柱	女 800杉	2,000枚	4,000枚	4,000枚	4,000枚	4,000枚	
	委託者	一般委託者等(※)	2	20枚	50枚	150枚	300枚	500枚	500枚	
小豆取引	安託有	当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	Ę	50枚	100枚	200枚	600枚	1,000枚	1,000枚	
	取引参加者の自己			50枚	100枚	200枚	600枚	1,000枚	1,000枚	
	圣 計 李	一般委託者等(※)	600枚	女 1,200杉	3,000枚	6,000枚	6,000枚	6,000枚	6,000枚	
とうもろもこし 取引	委託者	当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	600枚	女 1,200杉	3,000枚	6,000枚	12,000枚	12,000枚	12,000枚	
MADI	 取引参加者の自己		600枚	女 1,200杉	3,000枚	6,000枚	6,000枚	6,000枚	6,000枚	

[※]当業者、投資信託等、準取引参加者、特定委託者(金のみ)、MM以外の者を言います。

現金決済取引商品(金ミニ取引、白金ミニ取引、金先物オプション取引、金限日取引及び白金限日取引)については、建玉制限数量は現状設定しておりません。

【別紙3-2】建玉等の報告について

移管される商品についての建玉報告については、現行のTOCOMの受渡システム(TOCOM CUBE)を介したファイルアップロードにて行っていただく予定です。

報告の種類				海外玉報告			
報告者			受託取引参加者、遠隔地仲介取引参加者、 特例措置の適用を受けた取次者又は外国商品先物取引業者				受託取引参加者
基準日				当月最終営業日 (日中立会終了時点) 翌月第3営業日16:00迄			
報告期限							
				委託			–
		•	右記以外の委託者	取引参加者、取次者、 外国商品先物取引業者からの委託 ※ ²		自己	海外玉
			1限月の建玉	1限月の建玉	1限月の建玉	市場ごとの総建玉数	全商品·全限月
		金 ※3	100枚を超える場合	1枚以上	報告不要		
		銀	100枚を超える場合	1枚以上	報告不要	起生 不再	 ・当月中の全取引数量 (海外玉取引高報告) ・当月最終営業日終了時点の 全建玉数量 (海外玉建玉報告)
		白金 ※ ⁴	20枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要	
	(株) 大	パラジウム	20枚を超える場合	1枚以上	報告不要		
	大阪取	RSS	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要	
	取 引 所	TSR	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要		
報 告 基		一般大豆	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要		
基準		小豆	20枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要	
準 数 量 ※		とうもろこし	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要		
量 ※		ガソリン ※⁵	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要		
6		灯油 ※⁵	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要	却生 不而	
		原油 ※5	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要	
	(株) 東	軽油 ※5	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要		
		中京がソリン	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要]
	京商品取	中京灯油	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報 百个安	
	所	西エリア・ベースロード電力	1枚以上	1枚以上	報告不要]
		西エリア・日中ロード電力	1枚以上	1枚以上	報告不要	起 失不再	
		東エリア・ベースロード電力	1枚以上	1枚以上	報告不要	報告不要	
		東エリア・日中ロード電力	1枚以上	1枚以上	報告不要		
報告対象				全限月	※ 6]
		提出方法		電子ファー	イル		

【注意事項】

- ※1 遠隔地市場取引参加者、遠隔地仲介取引参加者及び特例措置の適用を受けた外国商品先物取引業者にあっては翌々営業日迄
- ※2 特例措置の適用を受けた取次者又は外国商品先物取引業者から受託した建玉については、当該者の自己の計算による建玉と取次委託者等の計算による建玉を別々にご報告下さい。
- ※3 標準取引、ミニ取引、限日取引、オプション取引それぞれについてご報告下さい。
- ※4 標準取引、ミニ取引、限日取引それぞれについてご報告下さい。
- ※5 現物先物取引、現金決済先物取引(バージ)、現金決済先物取引(ローリー)それぞれについてご報告下さい。
- ※6 一部の限月において建玉数量が報告基準数量に該当する場合であっても、それぞれ全限月の建玉数量をご報告下さい。

別紙4. 受渡決済制度(本受渡)の概要(貴金属・ゴム)

※下記以外の早受渡、申告受渡制度、受渡条件調整制度、ADP制度についても、TOCOMの現行の取扱いを踏襲します。

市場名	貴金属市場	ゴム市場			
商品名	金、銀、白金、パラジウム	RSS3	TSR20		
受渡供用品	取引所が指定する商標等の刻印のある 純度99.99%以上の金地金、銀地金 純度99.95%以上の白金地金、パラジウム地金	国際規格に基づくリブドスモークドシート3号 及び4号(格差あり)	取引所の承認工場で生産されたTSR20であって、タイ王国が定めた規格に基づくSTR20		
受渡日	毎偶数月の最終営業日	毎月最終営業日	船積を当月限の翌月15日までに行い、受渡し を船積日から起算して第9営業日までに行う		
相手方の 決定方法	抽選	抽選	抽選		
	倉荷証券による受渡し	会共11米(共海北図書・D/O)に b.7	倉荷証券によらない受渡し		
	IX //X LI IC X //X I VW C X V AX O	- 倉荷証券(荷渡指図書:D/O)による 受渡し ※受渡品は、原則、事前検査が必要	※渡方が、受渡場所で、受方が手配した船舶 に受渡品を積み込むことにより受渡しを行う (未通関本船渡し:FOB)		
		渡方	受渡場所の選択:渡方に帰属する		
			船積日・受渡日の選択:受方に帰属する		
	受方 受渡日に受渡代金を支払い、倉荷証券を受け取	受渡品に係る指定倉庫発行の倉荷証券を提出し、受渡日に受渡代金を受け取る 受方 受渡日に受渡代金を支払い、倉荷証券を受	渡方 受渡品に係る受渡書類(船荷証券、インボイス、品質証明書等)を提出し、受渡日以降、 受渡代金を受け取る		
		け取る	受方 船積日までに受渡代金を支払い、受渡日に受 渡書類を受け取る		
	東京都所任の呂業昌庫のつち、指定した昌庫 計6社 8倉庫(本受渡し)	東京都、神奈川県、千葉県、茨城県及び愛知県所在の営業倉庫のうち、指定した倉庫 (愛知県については、ゴム市場管理細則に定める場合であって、必要と認めた場合の受渡しに限り、適用) 計17社 49倉庫	バンコク港(タイ) レムチャバン港(タイ) ペナン港(マレーシア)		

別紙4. 受渡決済制度(本受渡)の概要(農産物)

※下記以外の早受渡、申告受渡制度、受渡条件調整制度、ADP制度についても、TOCOMの現行の取扱いを踏襲します。

市場名		及に少いては、「OCOドルッグ」、「リッカス」及いで回表します。		
商品名	一般大豆	小豆	とうもろこし	
	米国産黄大豆のうち、米国農務省穀物 検査規格No2以上の未選品大豆	国内産小豆であって検査規格一般小豆(北海道産、各都府県産)及び 外国産赤小豆(中国産、カナダ産) ※格付表による格差あり	米国産黄とうもろこしのうち、米国農務省穀物検査規格No1~3のとうもろこし	
受渡日	当月限(偶数月)の納会日の3営業日後から最終営業日まで	毎月最終営業日の前営業日	当月限の1日から末日までのうち、当該最初の荷受渡 予定日の前営業日	
相手方の 決定方法	受渡当事者の合議又は 抽選	抽選	受渡当事者の合議又は 抽選	
	倉荷証券による受渡し	倉荷証券による受渡し	倉荷証券によらない受渡し ※渡方が、受渡場所(埠頭)にて、積来本船からの	
	受渡日の選択:渡方に帰属する		艙内渡しにより受渡しを行う (未通関バラ積み本船渡し:CIF)	
受渡方法	渡方 受渡品に係る指定倉庫発行の倉荷証券 を提出し、受渡日に受渡代金を受け取る	受渡日に受渡代金を支払い、 倉荷証券を受け 取る	受渡場所の選択:渡方に帰属する 受渡日の選択:渡方に帰属する 渡方 受渡品に係る受渡書類(荷渡指図書、インボイス、保 険証明書等)を提出し、受渡日以降、受渡代金を受 け取る 受方 受渡日に受渡代金を支払い、受渡書類を受け取る	
受渡場所	美启庫のつち、指定しに启庫(サイロ) 	東京都、神奈川県及び北海道所在の営業倉 庫のうち、指定した倉庫 計28社 53倉庫	川崎、横浜、千葉及び鹿島の各港に所在する荷受渡 しをすることができる埠頭のうち、指定した埠頭 指定埠頭 計8社 8埠頭 <内訳> 川崎港所在 1社1埠頭、横浜港所在 2社2埠頭、 千葉港所在 3社3埠頭、鹿島港所在 2社2埠頭	